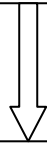


東大阪市内の学校へ転出の場合

1、転居後市役所又は行政サービスセンターで住民異動の手続きをします。

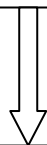
次の2通の書類をうけとります。

- ① **転退学通知書** → 藤戸小学校へ
- ② **転入学通知書** → 転出先学校へ



2、藤戸小学校で転校の手続き

- ① の「**転退学通知書**」を提出してください。
- ③ 「**在学証明書**」と
- ④ 「**転学児童生徒教科用図書給与証明書**」を発行します。
- ⑤ 給食費等の諸費用の清算を行います。
尚、返金について間に合わない場合は、後日ゆうちょ銀行の
お子様の口座に入金しますので、解約されないようお願いします。



3、転出先の学校で、転入手続き

次の3つの書類を転出先学校に提出してください。

- ② 「**転入学通知書**」
- ③ 「**在学証明書**」
- ④ 「**転学児童生徒教科用図書給与証明書**」

◎ 事前に転出先学校に連絡されることをお勧めいたします。

